

浅舞感恩講保育園 重要事項説明書

保育の提供の開始にあたり、当園があなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

1 施設運営主体

名 称	社会福祉法人 浅舞感恩講
所 在 地	秋田県横手市平鹿町浅舞字浅舞 221 番地の 1
電 話 番 号	0 1 8 2 - 2 4 - 1 1 4 8
代表者氏名	理事長 佐々木 智

2 利用施設

施 設 の 種 類	保育所
施 設 の 名 称	浅舞感恩講保育園
施 設 の 所 在 地	秋田県横手市平鹿町浅舞字浅舞 221 番地の 1
連 絡 先	電話番号 0 1 8 2 - 2 4 - 1 1 4 8 F A X 0 1 8 2 - 2 4 - 3 7 4 5
管 理 者	園長 高橋弘美
対 象 児 童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保育を必要とする小学校就学前児童
利 用 定 員	満 3 歳以上の児童 5 0 人 満 1 歳以上満 3 歳未満の児童 3 0 人 満 1 歳未満の児童 1 0 人
自 己 評 価 の 概 要	職員による保育内容等の自己評価を毎年 1 回実施し、サービス内容の向上に努めています。
保 護 者 利 用 ア ン ケ ー ト の 概 要	保育園における「福祉サービス」と質の向上、そしてご意見は、可能な限り園運営の反映に務めます。
第 三 者 評 価 の 概 要	現在は実施していませんが、実施に向けて協議中です。
職 員 へ の 研 修 の 実 施 状 況	園内研修会 月 1 回 外部研修会 年 1 0 回以上
開 設 年 月 日	昭和 2 6 年 4 月 1 日
事 業 所 番 号	0520351000291

3 施設の目的・運営方針

当園は、保育所として行う保育・教育の適切な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、当園を利用する小学校就学前の子ども(以下「園児」という。)に対し、適正な保育を提供することを目的とします。

- (1) 当園は、良質な水準かつ適切な内容の保育の提供を行うことにより、全ての子どもにとって最もふさわしい生活の場が等しく確保されることを目指します。
- (2) 保育の提供にあたっては、子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進するため、園児の意思及び人格を尊重して保育を提供するよう努めます。
- (3) 当園は、園児の属する家庭や地域及び様々な社会資源との連携を図りながら、保護者や地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。
- (4) 当園は、児童福祉法、子ども・子育て支援法、最低基準条例、運営基準条例その他関係法令を遵守し運営を行います。

4 当園における施設・設備等の概要

(1) 施設

敷地	敷地全体	3,331.0 m ²
	園庭	1,400.0 m ²
園舎	構造	鉄骨造平屋建
	延べ面積	773.4 m ²

(2) 主な設備

設備	部屋数	備考
ほふく室	1室	ひよこ組(0歳児クラス)
乳児室	1室	いちご組(満1歳児クラス)
保育室	4室	りんご組(満2歳児クラス)・わかば組(満3歳児クラス)・さくら組(満4歳児クラス)・はと組(満5歳児クラス)について各1室
遊戯室(ホール)	1室	
保育室(小ホール)	1室	
調理室	1室	
病後児室	1室	別棟専用室 一日2人まで利用可能

5 職員の設置状況(H31.4月)

職種	員数	備考
園長	1人	資格有
主任保育士	1人	資格有
副主任保育士	1人	資格有
保育士	14人	資格有
栄養士	1人	資格有
調理員	1人	資格有 調理師
看護師	1人	資格有 正看護師パート

事務員	1人	通園車運転、管理
保育補助	1人	資格無 パート

※ 当園では、「秋田県保育所の設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「県条例」という。）」に定める基準に基づき、上記に記載する職員を配置しています。

(1) 園長（常勤専従）1人

園長は、理事会の決定する方針に従い、保育園の管理運営を統括する。予算・決算等の経理や職員の人事に責任を持ち、主任保育士を指導しながら園全体を総括的に管理する。

(2) 園長補佐

園長を補佐しながら職員処遇、勤務管理などを責任を持って行い、職員全体を管理・指導する。

(3) 主任保育士（常勤専従）1人

主任保育士は、園長を補佐し、保育内容について保育士を統括する。保育の現場の責任者として、保育、調理の全ての計画に責任を持ち、関係機関と連絡しながら職員の指導・助言にあたる。

(4) 副主任保育士（常勤専従）1人

副主任保育士は、園長又は主任保育士を補佐するとともに、保育に従事し保育士の指導等に当たる。

(5) 保育士（常勤専従）14人

保育士は、保育に従事し、保育計画の立案、実施、記録及び家庭との連絡等の業務を行う。

(6) 看護師（非常勤専従）1人

嘱託医の指導の下で園児、職員の健康管理の助言、病後児保育事業の責任者として保育に従事し、看護記録及び家庭との連絡等の業務を行う。

(7) 栄養士（常勤専従）1人

栄養士は、給食献立の立案、栄養管理、調理指導、食品の調達計画、調理室及び食品庫等の衛生管理、子どもの状況等に応じた栄養指導、食育推進に関する業務を行う。

(8) 調理員（常勤専従）1人

調理員は、調理業務、給食補助簿の記録、清掃その他給食に関する業務を行う。

(9) 事務員（常勤専従）1人

事務員は、建物、備品の保安全管理、経理事務、物品の調達・受払い、文書の収発、整理、自家用車の運転と整備、関係機関との連絡その他庶務に関する業務を行う。

(10) 嘱託医（内科1人、外科1人、歯科1人）

嘱託医は、入所した児童の健康診断と保健衛生の指導に関する業務を行

う。

(11) 保育補助（非常勤専従）若干名

保育補助は保育士の業務を補助する。

※ 保育士の職員数については、児童数や事業に応じて変更があります。

6 保育を提供する日

当園の保育を提供する日は、年末年始(12月30日から1月3日まで)を除く
とします。また、12月30日31日及び翌年1月2日3日までは、就業など
により家庭などでどうしても保育出来ない場合保育を提供します。

7 保育を提供する時間及び利用時間

当園の開園時間は、午前7時から午後7時までとし、保育提供時間は次の
とおりです。

(1) 保育標準時間認定に関する保育時間（11時間）

当園が定める次の時間帯の範囲内で、保育標準時間認定を受けた保護者
が保育を必要とする時間

月～土 午前7時から午後6時まで

ただし、当園が定める保育時間（11時間）以外の時間帯において、やむ
を得ない事情により保育が必要な場合は、延長保育を提供

(2) 保育短時間認定に関する保育時間（8時間）

当園が定める次の時間帯の範囲内で、保育短時間認定を受けた保護者が
保育を必要とする時間

月～土 午前8時から午後4時まで

ただし、当園が定める保育時間（8時間）以外の時間帯において、やむ
を得ない事情により保育が必要な場合は、延長保育を提供

(3) 休日保育に関する保育時間(9時間)※自主事業

就労などにより家庭などでどうしても保育出来ず休日保育を利用する場
合は、保育標準時間認定、保育短時間認定共に8時から午後5時までの
時間内で利用可能

※（2）の延長保育の利用にあたっては、別途利用者負担が必要となり
ます。(別紙 利用者負担金参照)

8 提供する保育等の内容

当園は、保育所保育指針(平成29年厚生労働省告示第117号)に基づき、当
園が定める保育課程にそって保育を提供します。

一時預かり、休日保育、病後児保育事業については別途記載のとおりです。

※ 一時預かり、病後児保育の利用にあたっては、別途利用者負担が必要となります。(別紙 利用者負担金参照)

9 食事の提供方法等について

(1) 食事の提供方法

- ・自園調理

(2) 食事の提供を行う日

- ・保育を提供する日は、毎日食事の提供を行います。
- ・行事等に併せてお弁当の持参をお願いする日があります。
- ・献立表は毎月別途お知らせします。
- ・児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午前間食	昼食	午後間食	備考
0歳児	10時00分頃	11時30分頃	15時30分頃	
1歳児	10時00分頃	11時40分頃	15時30分頃	
2歳児	10時00分頃	11時40分頃	15時30分頃	
3歳児		11時45分頃	15時30分頃	
4歳児		11時45分頃	15時30分頃	
5歳児		11時45分頃	15時30分頃	

(3) アレルギー対応状況

- ・アレルギー、その他の事情により給食に配慮が必要な場合は、できる限りお子さんに合わせていきますので、あらかじめご相談ください。その際は、主治医によるアレルギー疾患生活管理指導表の提出が必要です。

※指導表については、横手市医師会様で様式が統一されています。

- ・除去食及び代替食に対応しています。
- ・食物アレルギー対応マニュアルに則り対応します。

(4) 集団給食施設届出を横手保健所へ提出しています。

- ・大量調理施設マニュアル基準に沿って衛生管理基準の作成を行います。日々の健康管理、確認及び検便検査の実施(月1回)による栄養士、調理員、0歳児担当従事職員の健康管理を徹底しています。
- ・水質検査は年2回実施しています。
- ・調理室の清掃及び整理整頓を実施し、衛生管理区分の維持管理を徹底しています。

10 利用料金

- (1) 保護者は、居住する市町村長が定める保育料を、その居住する市町村へ支払うものとします。
- (2) 前項に定めるもののほか、保育において提供する便宜に要する費用として別紙利用者負担に定める費用について、保護者から実費の負担を受

けるものとしします。

- (3) 前項に定めるもののほか、保育において提供する便宜に要する費用として保護者から実費の負担を受ける必要が生じたときは、金額、使途及び負担を求める理由を保護者に説明し、同意を得たうえで負担を求めることがあります。

1 1 利用の終了に関する事項

当園の園児が次のいずれかに該当するときは、保育の提供を終了するものとしします。

- (1) 「子ども・子育て支援法施行規則」第1条の規定に該当せず、市町村が利用を取り消したとき。
(2) 保護者から保育所利用の取消しの申出があったとき。
(3) 市町村が保育所の利用継続が不可能であると認めたとき。
(4) その他、利用継続において重大な支障又は困難が生じたとき。

1 2 嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

(1) 内科

医療機関の名称	山崎医院分院
医 院 長 名	山崎幸雄
所 在 地	横手市浅舞字館廻り 192-1
電 話 番 号	0 1 8 2 - 2 4 - 1 1 8 1

(2) 外科

医療機関の名称	西成医院
医 院 長 名	西成 忍
所 在 地	横手市平鹿町浅舞字浅舞 53
電 話 番 号	0 1 8 2 - 2 4 - 1 0 2 3

(3) 歯科

医療機関の名称	佐藤歯科
医 院 長 名	佐藤 直
所 在 地	横手市平鹿町浅舞字浅舞 383
電 話 番 号	0 1 8 2 - 2 4 - 1 0 0 1

1 3 緊急時の対応

- (1) 当園の職員は、保育の提供時に、園児の体調の急変その他緊急事態が生じたときは、当該園児の保護者等に連絡するとともに、嘱託医又は当該園児の主治医に相談する等の措置を講じます。

- (2) 保育の提供により事故が発生した場合は、横手市及び当該園児の保護者等に連絡するとともに、必要な措置を講じます。
- (3) 当園は、事故の状況や事故に際して講じた措置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発防止のための対策を講じます。
- (4) 当園は、園児に対して、保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

1.4 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当園 ご利用相談窓口	<ul style="list-style-type: none"> ・窓口担当者 主任保育士 山川千鶴子 ・ご利用時間 8:30～ 16:30 ・電話番号 0120-24-1344(フリーダイヤル) F A X 0182-24-3745 担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください。	
第三者委員	山崎幸雄	電話番号 0182-24-1181 嘱託医
第三者委員	遠藤正悦	電話番号 0182-24-0144 元主任児童委員
第三者委員	小野律子	電話番号 0182-24-1477 民生児童委員

※ 当園では、上記のほか、玄関に要望・苦情等に係る意見箱を設置していますし、ホームページからも受け付けています。

1.5 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応いたします。
園舎の耐火構造	耐火建築物
防災設備	<ul style="list-style-type: none"> ・自動火災報知機 有 ・誘導灯 有 ・ガス漏れ報知機 有 ・非常警報装置 有 ・非常用電源 有 ・パッケージ消火器 有 ・その他、カーテン、敷物、建具等の防災処理 有
避難・消火訓練	<ul style="list-style-type: none"> ・避難訓練は、毎月1回以上実施します。 ・公式避難訓練(最寄の消防署)年2回実施します。 ・業者に依頼しての消火訓練年1回実施します。
避難場所	保育園舎向かい側駐車場

1.6 利用者に対しての保険の種類・保険事故・保険金額

当園においては、以下の保険に加入しています。

保険の種類	東京海上日動火災保険 K.K 大型セット(O-157 等特定感染症補償付コース)
-------	---

<p>保険の内容・保険金額</p>	<p>保育園賠償責任保険・保育者賠償責任特約 (施設賠・昇降機)対人1名・1事故10億円 対物1事故 1000万円 (生産物賠)対人1名・1事故期間中10億円 対物1事故・期間中1000万円 免責金額：なし</p>
<p>保険の内容・保険金額</p>	<p>初期対応費用特約 支払限度額 ① 見舞金費用：1名10万円限度 (但し、園児死亡の場合1名100万円限度) ② 見舞金費用以外の初期対応費用： 1事故10万円限度 ③ ①②共通1事故1,000万円限度 免責金額：なし</p> <p>管理財物補償 1事故100万円 免責金額：なし</p> <p>人格権侵害補償 1名50万円 1事故1,000万円 免責金額：なし</p> <p>園児団体傷害保険 (死亡・後遺障害) 277万円 (入院保険金日額)3,000円 (通院保険金日額)2,000円 O-157等補償(園管理下外も)</p>

- ※ 詳しくは、別途配布する「ほいくのほけんのご案内」の一部抜粋をご確認ください。
- ※ その他「日本スポーツ振興センター」にも加入しています。また、保護者などが参加する行事(遠足、夏祭り、運動会、餅つき会)についてもその都度加入しています。

17 安全対策と事故防止

- (1) 当園は、安全かつ適切に、質の高い保育を提供するために、安全対応マニュアルを策定し、事故を防止するための体制を整備しています。
- (2) 事故発生防止のための組織としての対応を重視し、ヒヤリ・ハットの検討や職員に対する研修を実施しています。
- (3) 当園は、「食物アレルギー対応マニュアル」に則り、それに基づき適切な対応に努めます。また、園児の主治医や保護者と連携し原因食物・除去根拠を常に把握します。
- (4) 当園は、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録すると

ともに、事故発生の原因を解明し振り返りを行い、再発防止のための対策を講じます。

- (5) 事故については、必要に応じて保護者に周知するとともに、死亡事故、治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故（意識不明の事故を含む）については、横手市にも報告します。

18 健康管理・衛生管理

- (1) 当園では、園児に対して、年2回の内科健康診断及び1回の歯科検診を実施します。
- (2) 当園は、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、国の「保育所における感染症対策ガイドライン」及び当園の「衛生管理マニュアル」に則り、衛生管理を適切に実施し、感染症及び食中毒の予防に努めます。

19 当園におけるその他の留意事項

健康観察	登園前は、必ず健康状態(機嫌、咳、鼻水、熱、顔色、食欲、便の状態など)を確認下さい。 前日、前夜でいつもと違う状態(嘔吐、下痢、発熱、発疹など)がある場合は必ず職員へ伝えて下さい。
連絡	家庭の事情が変わった時(住所、勤務先、電話番号、家族や家庭など)は、直ぐにお知らせ下さい。

20 虐待の防止のための措置

- (1) 当園は、園児の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施等の措置を講じます。
- (2) 当園は、保育の提供中に、当園の職員又は保護者による虐待を受けたと思われる園児を発見した場合は、速やかに、児童虐待の防止等に関する法律の規定に従い、横手市子育て支援課や児童相談所等適切な機関に通告します。

21 個人情報の取扱い

当園が保有する個人情報の保護者及び適切な取扱いに関する事項については、「個人情報取扱規程」の定めるところによります。

※別紙 個人情報使用同意書の提出をお願いします。

22 その他

当該重要事項説明書に定めるもののほか、入園に当たっての詳細な留意事項等については、別途当園が作成する入園のしおりに、継続利用に当た

っては毎年度の総会資料において提示するものとします。

別紙 利用者負担金

1 全員が対象となるもの

特定教育・保育の提供に要する利用者負担金

項目	内容, 負担を求める理由及び目的	金額
遠足貸切バス代	移動手段に要する経費	実際に要した経費の一部 (実費)
進級教材代	進級に伴う教材用品購入に要する 一部の経費	実際に要した経費の一部 (実費)
入園用品代	入園に伴う通園バック等の購入に 要する経費	実際に要した経費 (実費)
臨時徴収	臨時時に要する経費	実際に要した経費 (実費)

2 該当者(利用者)のみ対象となるもの

- ・保育短時間認定に係る延長保育料

<延長保育料と徴収方法>

延長保育料：1名につき1時間あたり100円

徴収方法：1カ月分の延長保育料を集計し、お伝えしますので、集金袋に入れて期限まで納付をお願いします。

項目	7時～8時 まで	16時～18時まで		18時～19時 まで
		17時9分 まで	17時10分 ～	
保育標準時間	—	—	—	—
保育短時間	100円	100円	200円	—
備考 毎月10日まで前月分の料金を徴収する				

<延長保育料発生タイミング>

8時～16時の前後10分を越えたら延長保育料が発生します。

登園が7時50分より早い場合、7時～8時の利用となり延長保育料(1時間分)が発生します。お迎えが16時10分を過ぎれば16時～17時の利用とみなし、延長保育料(1時間分)、17時10分を過ぎれば17時～18時の利用とみなし延長保育料(2時間分)が発生します。

但し、園行事等のため、時間外の保育が発生する場合は、延長保育料はいただきません。朝、帰り両方通園バス利用の方は、通園バスが朝8:00出発、帰りが16時出発のため、延長保育料は発生しません。

3 保育の提供に要する特定負担額

- ・利用者負担に含まれない教育・保育に対して、特定負担額を徴収します。

項 目	内容及び負担を求める理由・目的	金 額	徴収時期
一時保育利用料	事業に掛かる経費 (職員配置・光熱水費・給食費・おやつなど)	0～2 歳 4 時間以内 1,000 円/日 4 時間超え 2,000 円/日 3 歳以上 4 時間以内 900 円/日 4 時間超え 1,800 円/日	毎利用日
病後児保育利用料 0 歳～小学 6 年生	横手市からの委託事業 ・市内に住所を有する世帯 ア) 生活保護世帯又は市町村民税の均等割及び所得割課税が 0 円の世帯法 イ) 市町村民税均等割のみ又は所得割課税額が 48,600 円未満の世帯 ウ) 市町村民所得割課税額が 48,600 円以上の世帯 給食費 1 日 (当園在園児は無料) ・市外に住所を有し、市長が特に必要と認めた世帯 給食費 1 日 (当園在園児は無料)	0 円 1,000 円 2,000 円 200 円 3,000 円 200 円	後日横手市より振込用紙が送付されます 毎利用日 後日横手市より振込用紙が送付されます 毎利用日

※ 当園は、上記費用(給食費)の支払を受けた場合は、領収証を交付いたします。但し、病後児保育利用料については振込先金融機関より交付されます

附則

この重要事項説明書は平成27年4月1日から施行する。

平成28年4月1日一部改正

平成29年4月1日一部改正

平成29年7月1日一部改正

平成30年4月1日一部改正

平成31年4月1日一部改正

重要事項説明書についての同意書

当園における保育の提供を開始するに当たり、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

保育園名：浅舞感恩講保育園
説明者職名：園長 高橋弘美

私は、本書面に基づいて浅舞感恩講保育園の利用に当たっての重要事項の説明を受け、同意しました。

平成 年 月 日

保護者住所 _____

児童氏名 _____

保護者氏名 _____ (印)

児童から見た続柄 _____

個人情報使用同意書

貴園への入園に当たり、私及び私の子ども並びにその家族に係る個人情報について、以下の目的のために必要最小限の範囲において使用することに同意します。

- 小学校への円滑な移行が図れるように、卒園に当たり入学する予定の小学校との間で情報を共有すること
- 他の保育園等へ転園する場合その他兄弟が別の施設等に在籍する場合において、他の施設との間で必要な連絡調整を行うこと
- 緊急時において、病院その他関係機関に対して必要な情報提供を行うこと
- ホームページ等に写真を使用すること
- 緊急メール運用に伴うアドレス管理について

浅舞感恩講保育園 園長 高橋弘美 様

平成 年 月 日

保護者住所 _____

児童氏名 _____

保護者氏名 _____ (印)

児童から見た続柄 _____